

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前開示書類
(株式移転に関する事前開示書類)

テクノオーツ株式会社

2024年6月6日

株式移転に関する事前開示事項

テクノクオーツ株式会社
取締役社長 園田 育伸

ジーエルサイエンス株式会社（以下「ジーエルサイエンス」といいます。）及びテクノクオーツ株式会社（以下「テクノクオーツ」といいます。）は、2024年10月1日をもって、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により、両社の完全親会社となるジーエルテクノホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立し、経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）について合意し、2024年5月10日両社は、取締役会における決議に基づき、共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成いたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項第及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画の内容

株式移転計画の内容は、別添1「株式移転計画書（写し）」をご参照下さい。

2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当の相当性に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

① 株式移転に係る割当ての内容

	ジーエルサイエンス	テクノクオーツ
株式移転比率	1.00	2.10

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、テクノクオーツの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.10株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当

該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式: 18,379,715株

上記は、ジーエルサイエンスの発行済株式総数11,190,000株(2024年3月31日時点)、テクノオーツの発行済株式総数3,900,000株(2024年3月31日時点)に基づいて算出しております。なお、ジーエルサイエンス及びテクノオーツは、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ジーエルサイエンス及びテクノオーツが2024年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式(ジーエルサイエンス:930,260株、テクノオーツ:33,345株)については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(注3) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により1単元(100株)未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

② 株式移転比率の算定根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、ジーエルサイエンスは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」と

います。)を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定しました。一方、テクノオーツは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、法務アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選定しました。両社は、それぞれの第三者算定機関より、2024年2月8日付で株式移転比率に関する算定書を取得しております。

両社は、各社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、並びに、各社の法務アドバイザーからの助言に加え、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式移転比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記(1)①記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2024年2月9日付の「ジーエルサイエンス株式会社及びテクノオーツ株式会社の共同持株会社設立(共同株式移転)による経営統合に関する基本合意書の締結について」で公表しましたとおり、同日に開催された各社の取締役会において株式移転比率を決定し、基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)において合意いたしました。

また、両社は、株式移転比率の算定の基礎について、本基本合意書の締結後、株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変更がないことを確認し、2024年5月10日付の本株式移転計画においても、株式移転比率に合意しております。

イ. 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びにジーエルサイエンス及びテクノオーツとの関係

ジーエルサイエンスの算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びテクノオーツの算定機関である大和証券は、いずれもジーエルサイエンス及びテクノオーツの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ジーエルサイエンス及びテクノオーツについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2024年2月8日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF分析における、価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、ジーエルサイエンス及びテクノオーツの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、ジーエルサイエンス及びテクノオーツに対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、テクノオーツの普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価分析	1.90～2.08
類似企業比較分析	1.62～2.43
DCF分析	1.55～2.90

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式移転比率の分析は、ジーエルサイエンスの取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、ジーエルサイエンス又はテクノオーツの株主に対して、本株式移転への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式移転に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又はジーエルサイエンス若しくはテクノオーツによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、ジーエルサイエンス及びテクノオーツの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、ジーエルサイエンス及びテクノオーツの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ジーエルサイエンス、テクノオーツ及びそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、株式移転比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び株式移転比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式移転比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書に記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、ジーエルサイエンス又はテクノオーツの実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

他方、大和証券は、ジーエルサイエンス及びテクノオーツが金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、算定を行いました。

市場株価法においては、2024年2月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式を1株割当てする場合に、テクノオーツの普通株式1株に対して割当てた共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.90～2.08
DCF法	1.72～2.41

ウ. 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

ジーエルサイエンス及びテクノオーツは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所にテクニカル上場を行う予定であります。上場日は、2024年10月1日を予定しております。また、ジーエルサイエンス及びテクノオーツは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年9月27日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

エ. 公正性を担保するための措置

ジーエルサイエンスは、テクノオーツの支配株主であり、また、テクノオーツはジー

エルサイエンスの子会社であるため、本株式移転はテクノオーツにとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記②アに記載のとおり、各社から独立した第三者算定機関として、ジーエルサイエンスは三菱UFJモルガン・スタンレー証券を、テクノオーツは大和証券をそれぞれ選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、各社は、各社から独立した法務アドバイザーとして、ジーエルサイエンスはTMI総合法律事務所を、テクノオーツはシテューワ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の方法及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所及びシテューワ法律事務所は、各社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

オ. 利益相反を回避するための措置

ジーエルサイエンスはテクノオーツの発行済株式総数（自己株式を除く。）の65.74%（2024年3月31日現在）の株式を保有しております。ジーエルサイエンスは、テクノオーツの支配株主であり、また、テクノオーツはジーエルサイエンスの子会社であるため、本株式移転はテクノオーツにとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(i) テクノオーツにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

テクノオーツの取締役会は、2023年11月21日、本経営統合に係るテクノオーツの意思決定に慎重を期し、①テクノオーツの取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、②テクノオーツの取締役会による本経営統合を行う旨の決定がテクノオーツの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、ジーエルサイエンス及びテクノオーツと利害関係を有さず、テクノオーツの社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている石川和弥氏、谷口茂樹氏及び森田岳人氏の3名から構

成される特別委員会（以下「テクノオーツ特別委員会」といいます。）を設置しました。テクノオーツ特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。また、テクノオーツ特別委員会は、委員間の互選により、特別委員会の委員長として、石川和弥氏を選定しております。

テクノオーツの取締役会は、テクノオーツ特別委員会に対して、(a) 本経営統合の目的の正当性・合理性（本経営統合がテクノオーツの企業価値の向上に資するかを含みます。）、(b) 本経営統合の条件（共同株式移転又は株式交換が実施される場合には、株式移転比率又は株式交換比率を含みます。）の公正性・妥当性、(c) 本経営統合において、公正な手続を通じたテクノオーツの少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d) 上記(a)から(c)を踏まえて、本経営統合は、テクノオーツの少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか（以下（a）から（d）を総称して「テクノオーツ諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、テクノオーツの取締役会は、テクノオーツ取締役会における本経営統合に関する意思決定にあたっては、テクノオーツ特別委員会の意見を最大限尊重して行うものと決議しました。具体的には、テクノオーツ特別委員会が本経営統合をテクノオーツの少数株主にとって不利益なものだと判断した場合には、テクノオーツ取締役会は本経営統合の推進・実施を決定しないものとするを併せて決議しております。

また、テクノオーツ取締役会は、テクノオーツ特別委員会に対し、(a)テクノオーツ特別委員会が必要に応じて取引条件等について交渉（テクノオーツ及びそのアドバイザーを通じた間接的な交渉を含みます。）を行う権限、(b)テクノオーツ特別委員会がテクノオーツの費用負担のもと、テクノオーツ特別委員会のアドバイザーを選任する権限（テクノオーツの取締役会がその選定を追認したテクノオーツの法務アドバイザーとしてのシティニューワ法律事務所及びテクノオーツのフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としての大和証券を事後的に承認する権限を含みます。）、及び、(c) テクノオーツ及びジーエルサイエンス（それらの役職員を含みます。）より本経営統合の検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しております。なお、テクノオーツ特別委員会の委員の報酬については、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本経営統合の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用されていません。

テクノオーツ特別委員会は、2023年12月5日から2024年2月8日までに、合計10回、合計約9時間半にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、テクノオーツ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず第1回の特別委員会において、テクノオーツが選任したファイ

ナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としての大和証券及び法務アドバイザーとしてのシティユーワ法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれをフィナンシャル・アドバイザー兼第三者評価機関及び法務アドバイザーとして承認した上で、テクノクオーツ特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

さらに、テクノクオーツ特別委員会は、本経営統合に係る検討に関与するテクノクオーツの取締役等につき、ジーエルサイエンスからの独立性が確保されており、利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その上で、テクノクオーツ特別委員会は、(a) テクノクオーツから本経営統合の提案内容、本経営統合の目的・意義及び本経営統合によって見込まれるシナジー等並びにテクノクオーツの事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) ジーエルサイエンスから、本経営統合の目的・意義、本経営統合によるシナジー等、本経営統合のストラクチャー、本経営統合の時期の選定理由及び提案する統合比率についての基本的方針、並びに、本経営統合後のグループの経営方針についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c) テクノクオーツのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から株式移転比率の算定の結果及びその理由並びに本経営統合のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(d) テクノクオーツの法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本経営統合の手続面における公正性を担保するための措置並びに本経営統合に係るテクノクオーツの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、並びに (e) 提出された本経営統合に係る関連資料等により、本経営統合に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえてテクノクオーツ諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。

なお、テクノクオーツ特別委員会は、テクノクオーツから、本経営統合に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、テクノクオーツに意見する等して、本経営統合に係る交渉過程に関与しております。

テクノクオーツ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、テクノクオーツ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、テクノクオーツの取締役会に対し、2024年2月8日付で、大要以下のとおりの答申書を提出いたしました。

- (a). 本経営統合の目的の正当性・合理性（本経営統合がテクノクオーツの企業価値の向上に資するかを含む。）

テクノオーツ特別委員会がテクノオーツから受領した各資料の検討並びにテクノオーツ及びジーエルサイエンスからの聴取等の結果によれば、テクノオーツの経営課題は、中長期的に半導体需要拡大のトレンドが継続していくと予想される経営環境の下、市場成長を捕捉するために、①不足している人員リソースを確保すること、②生産能力を更に向上させること、及び、③現場・事業サイドを支える強固なコーポレート機能を確立することである。そして、本経営統合の目的は、短期的な調整局面がありつつも、今後も中長期的に半導体需要拡大のトレンドが継続していくと予想される中において、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有するジーエルサイエンスと従来以上に一体となり、グループ全体として飛躍を遂げることで、今後更なる企業価値の向上を実現することにある。テクノオーツ特別委員会としても、テクノオーツが認識するテクノオーツを取り巻く経営環境及びテクノオーツの経営課題に特段の疑義はなく、上記の目的には合理性があるものと思料する。

また、テクノオーツは、本経営統合により、(i)グループ戦略機能の強化と経営資源配分の最適化による成長機会の捕捉、(ii)管理機能の集約等による経営効率の向上、(iii)各利害関係者に対する提供価値最大化と意思決定の迅速化という施策・効果を実現することができるため、本経営統合は、テクノオーツを含むジーエルサイエンスのグループ全体の企業価値の向上に資するものである。上記施策・効果等に関して、テクノオーツ特別委員会がテクノオーツ及びジーエルサイエンスから受けた説明並びにテクノオーツ特別委員会がテクノオーツ及びジーエルサイエンスに対して行った質問に対する回答の内容は合理的なものであると判断した。したがって、テクノオーツ特別委員会は、上記各企業価値の向上のための施策・効果等に関する両社の想定、その内容は合理的なものであり、本経営統合により一定の企業価値の向上が見込まれるものと思料する。

加えて、テクノオーツ及びジーエルサイエンスは、①テクノオーツ及びジーエルサイエンスが上場会社として独立した事業運営を行うべき立場にある現在の資本関係を維持したままでは、それぞれの少数株主との間の利益相反の懸念があるため、経営資源の相互活用に対して一定の制約や限界が発生するリスクが存在し得ると認識しており、②本経営統合によって組成される共同持株会社を通じて、親子上場を解消し、グループとしての利害関係を一致させることにより、迅速な意思決定とグループ全体での経営資源の一層の共有が可能になるほか、③両社の企業文化や風土を尊重し、それぞれの事業の枠組みを保持しながら各社の強みを伸ばし、シナジーを追求できる体制を構築していくためには本株式移転のスキームが最良の選択であると考えたとのことである。本株式移転においては、テクノオーツの少数株主が、共同持株会社の株主として、

本経営統合による企業価値の向上の利益を引き続き享受できる地位に立つことができることも考慮すると、上記の両社の考えに基づきシナジーの実現可能性を高めるために本経営統合を行うにあたり、その法的スキームとして本株式移転を選択したことは、いずれも十分な合理性があると考えられる。

さらに、本経営統合に伴いテクノオーツ及びテクノオーツの各利害関係者に生じるデメリットとして、テクノオーツが上場会社でなくなることにより、①人材獲得の困難性、②信用力の毀損、③ガバナンス体制の脆弱化、④情報開示の制限などが考えられるところ、本経営統合後は共同持株会社が引続き上場会社としての機能を果たすことから、これらのデメリットは限定的と考えられる。

以上のとおり、本経営統合はテクノオーツの企業価値の向上に資するものであり、そのストラクチャーの選定理由や想定し得るデメリットを踏まえても、本経営統合の目的は正当かつ合理的なものであると考えられる。

- (b). 本経営統合の条件（共同株式移転又は株式交換が実施される場合には、株式移転比率又は株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

テクノオーツ特別委員会は、テクノオーツのフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券から株式移転比率算定書を取得した。当該算定書におけるテクノオーツ株式の株式移転比率に照らすと、本経営統合に係る株式移転比率（1：2.10）は、市場株価法による算定結果の上限値比率を超え、また、株式移転比率の基礎となった株式価格についての市場株価からのプレミアムは、株式移転の手法による経営統合事例における直前日の終値、1ヶ月間の終値単純平均値、3ヶ月間の終値単純平均値、6ヶ月間の終値単純平均値からの各プレミアムと比較して、平均的な水準を上回っているといえる。加えて、本経営統合に係る株式移転比率は、DCF法による算定結果の中央値比率である2.06を上回る水準である。テクノオーツ特別委員会が大和証券から受けた説明によると、大和証券の株式移転比率の算定手法である市場株価法及びDCF法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられる。また、DCF法においては、その算定内容も現在の実務に照らして妥当なものであり、その算定の基礎としたテクノオーツ及びジーエルサイエンスの事業計画についても、特に不合理な点がないことを確認した。

また、本経営統合に係る株式移転比率の交渉過程・移転比率決定プロセスにおいて、テクノオーツ特別委員会は、大和証券から交渉の方針について財務的な見地から助言を受ける等して、ジーエルサイエンスとの交渉方針について指示し、交渉過程について報告を受けたうえで、本経営統合に係る株式移転比率がテクノオーツの少数株主の利益に配慮した妥当な比率となっているかに

ついて検討した。

さらに、本経営統合の株式移転比率に不満のあるテクノオーツの少数株主においては、会社法が定める反対株主買取請求の手続を通じて経済的な利益の確保を図る方法が用意されており、本経営統合の方法に不合理な点は認められない。

そして、テクノオーツより共有を受け確認した本経営統合に関する基本合意書のドラフトを検討した結果、本株式移転に係るその他の取引条件について、テクノオーツの少数株主に不利益となる事情は認められず、その他本経営統合に係る株式移転比率の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は認められなかった。

以上の点を総合的に考慮して、テクノオーツ特別委員会では、本経営統合の条件（株式移転比率を含む。）の公正性及び妥当性は確保されていると判断するに至った。

- (c). 本経営統合において、公正な手続を通じたテクノオーツの少数株主の利益への十分な配慮がなされているか

テクノオーツ特別委員会では、①テクノオーツ取締役会が、ジーエルサイエンス及びテクノオーツから独立したテクノオーツ特別委員会を設置していること、②本経営統合の検討の過程において、テクノオーツが、ジーエルサイエンス及びテクノオーツのいずれからも独立した法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券から助言を受けていること並びに、テクノオーツ特別委員会が、テクノオーツの法務アドバイザー及びフィナンシャル・アドバイザーを承認した上で、テクノオーツ特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けていること、③ジーエルサイエンス及びテクノオーツのいずれからも独立した第三者算定機関である大和証券から株式移転比率算定書を取得していること、並びに、④本経営統合において強圧性の問題は特段生じず、マーケット・チェックが実施されていないこと及びマジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことも不合理ではないことに照らし、本経営統合において、公正な手続を通じたテクノオーツの少数株主の利益への十分な配慮はなされていると判断するに至った。

- (d). 上記 (a) . から (c) . を踏まえ、本経営統合はテクノオーツの少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記の検討の結果、上記 (a) . 記載のとおり、本経営統合はテクノオーツの企業価値の向上に資するものであり、本経営統合の目的は正当かつ合理的な

ものと考えられること、上記 (b) . 及び (c) . 記載のとおり、株式移転比率を含む本経営統合の条件の公正性及び妥当性は確保されており、公正な手続を通じたテクノオーツの少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられることに照らすと、テクノオーツ取締役会において、本経営統合の推進・実施を決定することは、テクノオーツの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(ii) テクノオーツにおける利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含みます。）全員の承認

テクノオーツは、大和証券より取得した株式移転比率算定書、シティユーワ法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、答申書の内容を最大限に尊重しながら、本経営統合について慎重に検討しました。その結果、2024年2月9日開催のテクノオーツ取締役会において、審議及び決議に参加したテクノオーツの取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致で、本基本合意書の締結に関する審議及び決議をいたしました。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金等に関する事項

ジーエルサイエンス及びテクノオーツは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

資本金の額 : 300 百万円

資本準備金の額 : 0 円

利益準備金の額 : 0 円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、両社が協議の上、会社計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. ジーエルサイエンスに関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

ジーエルサイエンスの 2024 年 3 月期に係る計算書類等の内容につきましては、別添 2 をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

4. テクノクオーツにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はございません。

以 上

[別添1] 株式移転計画

株式移転計画書（写し）

ジーエルサイエンス株式会社（以下「甲」という。）及びテクノクオーツ株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「共同持株会社」という。）成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を共同持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（共同持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 共同持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
共同持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
共同持株会社の商号は、ジーエルテクノホールディングス株式会社とし、英文ではGLTECHNO HOLDINGS, INC.と表示する。
 - (3) 本店の所在地
共同持株会社の本店の所在地は東京都新宿区とし、本店の所在場所は東京都新宿区西新宿6丁目22番地1号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
共同持株会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、共同持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（共同持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称）

1. 共同持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 長見 善博
設立時取締役 園田 育伸
設立時取締役 芹澤 修
2. 共同持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査等委員 齋藤 隆広 (社外取締役)

設立時監査等委員 永沢 裕美子 (社外取締役)

設立時監査等委員 森田 岳人 (社外取締役)

3. 共同持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

監査法人 A&A パートナーズ

第4条 (本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 共同持株会社は、本株式移転に際して、共同持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」という。) における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に 1 を乗じた数、及び(ii)乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に 2.10 を乗じた数を合計した数と同数の共同持株会社の普通株式を交付する。
2. 共同持株会社は、前項の規定により交付される共同持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 2.10 株
3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条 (共同持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項)

共同持株会社成立日における共同持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額

300,000,000 円

- (2) 資本準備金の額

0 円

- (3) 利益準備金の額

0 円

第6条 (共同持株会社成立日)

共同持株会社の設立の登記をすべき日 (以下「共同持株会社成立日」という。) は、2024 年 10 月 1 日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、共同持株会社成立日を変更することができるものとする。

第7条 (株式移転計画承認株主総会)

甲及び乙は、それぞれ 2024 年 6 月中に開催する定時株主総会において、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、当該承認を求めるための株主総会の予定を変更することができるものとする。

第 8 条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 甲及び乙は、共同持株会社の発行する普通株式が共同持株会社成立日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場されるよう、必要となる手續を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 共同持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱 UFJ 信託銀行株式会社とする。

第 9 条（剰余金の配当）

1. 甲は、2024 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 70 円を限度として、剰余金の配当を行うことができるものとする。
2. 乙は、2024 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 130 円を限度として、剰余金の配当を行うことができるものとする。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間、共同持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わないものとする。但し、甲及び乙が協議の上、合意した場合にはこの限りではない。

第 10 条（自己株式の消却）

甲及び乙は、共同持株会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第 11 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

第 12 条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第 7 条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転

計画及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、共同持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第 13 条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は協議・合意の上、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第 14 条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議・合意の上定める。

(以下余白)

本株式移転計画作成の証として、本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

2024 年 5 月 10 日

甲：

東京都新宿区西新宿 6 丁目 2 2 番 1 号
ジーエルサイエンス株式会社
取締役社長 長見 善博

乙：

東京都中野区本町 1 丁目 3 2 番 2 号
テクノオーツ株式会社
取締役社長 園田 育伸

[別紙]

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ジーエルテクノホールディングス株式会社と称し、英文では、GLTECHNO HOLDINGS, INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 理化学機器、検査・診断を含む生化学用機器および科学研究用機器の製造販売
- (2) 理化学用薬品、試薬の製造販売およびそれら化学物質の運用管理装置の製造販売
- (3) 半導体製造機器およびそれから派生する産業機器の製造販売
- (4) 半導体、太陽電池、液晶、発光ダイオード等エレクトロニクス製品製造用ガラス、石英ガラス、炭化ケイ素、アルミナ等セラミック製品の製造販売
- (5) 計量機器の製造販売
- (6) 理化学機器に供される化学工業品、電気機器および電子機器の製造販売
- (7) 理化学機器に供される特殊ガス配管の設計施工を含むガス供給設備全般の製造販売
- (8) 医療用機器の製造販売
- (9) 各種計測機の製造販売
- (10) 教育用機器の製造販売
- (11) 加熱機器の設計、開発、製造販売
- (12) 温度制御機器の製造販売
- (13) 真空系機器の製造販売
- (14) 加工機械および治具部品の設計、開発、製造販売
- (15) 金属部品、セラミック部品の加工および洗浄
- (16) 個体識別情報およびその付帯情報を記録したカード、タグ、ラベル等とそれらのリーダーライターの製造販売
- (17) 生体情報を利用した個体識別機器の製造販売
- (18) 防犯、防火、防災および救急等の安全対策装置、設備の製造販売
- (19) 光、電波、赤外線、レーザー光線、音波、超音波、磁気センサー等ならびに第 16 号および第 17 号による人、動物および物品の管理・監視装置、設備の製造販売
- (20) 産業用電子機器および制御機器・電子計算機とその周辺機器、またそれらに関連するシステムおよびソフトウェアの開発製造販売
- (21) 電子計算機およびその周辺機器の製造販売

- (22) 事務所等設備に関連する機器の製造販売
- (23) 工作機械・装置等に関連する機器の加工・製造販売
- (24) 前各号を利用した応用製品および応用システムの製造販売
- (25) 前各号に関連する試料処理、測定業務、教育、講習ならびにコンサルテーション
- (26) 前各号に関連するソフトウェア、技術および情報の販売
- (27) 前各号に関連する物品、技術およびソフトウェアの輸出入業
- (28) 前各号に関連する設備の電気工事・電気通信工事・建具工事に関する諸事業
- (29) 前各号に附帯する一切の事業

2. 当社は前項各号の事業ならびに次の事業およびこれに附帯または関連する一切の業務を行うことができる。

- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務およびその他必要と認めた業務
- (2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務および余剰資金の運用業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 50,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、5 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条に基づき取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(代表取締役および役付取締役)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

3. 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、または業務を分掌する。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当)

第 41 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う。

(中間配当)

第 42 条 当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(期末配当等の除斥期間)

第 43 条 期末配当および中間配当に係る金銭が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当および中間配当に係る金銭には利息をつけない。

付 則

1. 第 40 条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社設立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。
2. 第 29 条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 監査等委員である取締役以外の取締役に対する報酬等
報酬等の総額は、年額 150 百万円以内とする。
 - (2) 監査等委員である取締役に対する報酬等

報酬等の総額は、年額 30 百万円以内とする。

3. 本付則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。

別添2

ジーエルサイエンス株式会社

第57期の計算書類等の内容

事業報告
(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い経済活動の正常化が進み、緩やかな回復の動きが見られました。しかし、長期化するウクライナ情勢に加え、中東情勢が緊迫化するなどの地政学的リスクの影響により、原油等をはじめとするエネルギー資源や原材料価格の高騰及び為替相場の円安基調の継続による物価高の影響が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境下におきまして、当社グループは、中期経営計画(2022年3月期～2024年3月期)の達成に向けて、分析機器事業は「挑戦」のスローガンのもとクロマトグラフィー事業の持続的拡大、経営基盤の強化等に取り組んでまいりました。また、半導体事業は石英ガラス・シリコン加工における世界有数の「半導体関連精密パーツ総合メーカー」としての地位確立を目指して生産能力増強や営業力強化等に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高につきましては、37,148百万円(前連結会計年度比4.0%減)となりました。損益につきましては、営業利益は5,714百万円(前連結会計年度比5.3%減)、経常利益は6,108百万円(前連結会計年度比5.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,430百万円(前連結会計年度比2.0%減)となりました。

当連結会計年度における各セグメントの業績は次のとおりです。

(セグメント別業績)

(単位：百万円)

	売上高			営業利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期比(%)	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期比(%)
分析機器事業	17,163	18,281	6.5	1,888	1,962	3.9
半導体事業	20,003	17,029	△14.9	4,068	3,615	△11.1
自動認識事業	1,513	1,836	21.3	67	134	98.5
小計	38,679	37,148	△4.0	6,024	5,712	△5.2
消去又は全社	—	—	—	9	1	△87.8
連結合計	38,679	37,148	△4.0	6,034	5,714	△5.3

セグメント別の状況

セグメント別の状況

(分析機器事業)

分析機器事業におきましては、これまで生産に影響を受けてきた半導体及び部材の世界的な供給不足の緩和にともない、売上高は前連結会計年度を上回ることができました。

国内売上高は、消耗品が食品、環境、受託分析、無機化学など、多くの分野で増収となりました。特に液体クロマトグラフィー用カラムや部品類、標準試薬、アフターサービスが好調でした。装置類においては納入先の設備工事遅延等もありましたが、その影響は限定的であり、売上は前連結会計年度を上回りました。水質分析、受託分

析における自社及び他社の高速液体クロマトグラフ関連装置、カーボンニュートラル分野における特注装置を含むガスクロマトグラフ関連装置及び他社装置などが好調で、装置全体でも増収となりました。

海外売上高は、ウクライナや中東情勢の影響もありましたが、アジアや北米などを中心に幅広い地域で前連結会計年度の売上を上回りました。品目別では、製薬企業向けを中心とした液体クロマトグラフ用カラム、環境分析用の消耗品、及びOEM製品も引き続き好調を維持しており、増収となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 18,281百万円(前連結会計年度比 6.5%増)、営業利益は 1,962百万円(前連結会計年度比 3.9%増)となりました。

(半導体事業)

半導体業界におきましては、パソコンやスマートフォン向け需要の減退によるメモリ在庫の滞留が続いておりましたが、足元ではやや緩和している状況です。また、生成AI分野の需要拡大を受け、国内外で先端半導体の製造工場の新設や増設といった、今後を見据えた積極的な設備投資が相次いで計画・実行されており、引き続き着実な成長が見込まれております。

以上のような環境の中、当事業では、今後に向けた新規需要の掘り起こし、国内の増産体制構築のための準備、その他の業務改善活動を推進しながら、効率的な生産活動を展開してまいります。また、足元の受注高及び売上高は回復基調にあり、受注残高は引き続き高水準を持続しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は 17,029百万円(前連結会計年度比 14.9%減)、営業利益は 3,615百万円(前連結会計年度比 11.1%減)となりました。

(自動認識事業)

自動認識事業におきましては、バイタルチェックシステム装置を含む医療関連装置向け機器組込製品、入退室システム関連装置向けとしたセキュアマイコン搭載機器組込製品、住居関連施設向け自動認識用その他製品が堅調に出荷できたことから売上高が前連結会計年度を上回りました。

製品分類ごとの売上高は「機器組込製品」「完成系製品」「自動認識用その他」全てのセグメントにおいて前連結会計年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 1,836百万円(前連結会計年度比 21.3%増)、営業利益は 134百万円(前連結会計年度比 98.5%増)となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1,722百万円であり、その主なものは旧型設備の買換えが中心でありました。

資金調達につきましては、特に記載すべきものはありません。

3. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

5. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

6. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
特に記載すべき事項はございません。

7. 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、日本国内での新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、インバウンドの消費回復等による経済活動の正常化が進むことが期待されております。しかし、ウクライナ情勢の長期化、中東地域の地政学リスク等を受けた世界経済の見通しの悪化、エネルギー価格の高騰や円安進行による物価高などにより、引き続き先行き不透明な状況が続くものと思われま。

このような中で、当社と子会社のテクノオーツ株式会社は、2024年5月10日付けで共同持株会社設立（共同株式移転）に関する経営統合契約書を締結しております。

本経営統合により、創業来、「社会に対し社会性を充分発揮してその存在価値を高め、社員個々の幸福を勝ち取り、企業の維持、発展をならしめること」を共通の基本理念として活動してきた両社が、グループ全体として持続的な成長を図り、企業価値の向上及び各利害関係者へのより一層の貢献を果たすことができると考えております。

このような対処すべき課題に対して当社グループでの各セグメントの施策の骨子は次のとおりです。

(分析機器事業)

- ① 主力製品の強化及び収益力の向上
- ② 持続的成長の為の戦略的投資
- ③ フィールドエンジニアによるアフターフォローの拡大
- ④ 製品データベースの拡充
- ⑤ 海外販売可能な自社製品の充実化

(半導体事業)

- ① 生産能力増強
- ② 営業力強化
- ③ 業務効率化
- ④ 経営基盤強化
- ⑤ 人材育成

(自動認識事業)

- ① 成長期待分野の推進
- ② 品質向上の推進
- ③ 積極的な営業体制の推進

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

8. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第54期	第55期	第56期	第57期
	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(当連結会計年度) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高(百万円)	29,217	33,119	38,679	37,148
経常利益(百万円)	3,915	4,998	6,468	6,108
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,257	2,795	3,499	3,430
1株当たり当期純利益 (円・銭)	220.00	272.45	341.05	334.38

総 資 産 (百万円)	38,683	42,975	51,011	55,567
純 資 産 (百万円)	27,756	31,529	35,578	40,209
1株当たり純資産(円・銭)	2,328.13	2,612.48	2,913.37	3,279.13

- (注) 1. 第57期(当連結会計年度)につきましては、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 第55期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第55期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

9. 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社フロム	50百万円	100.00%	理化学機器及び省力機器の開発及び製造販売
技尔(上海)商貿有限公司	135百万円	100.00%	分析機器の販売
GL Sciences B.V.	1,018千ユーロ	100.00%	分析用試料前処理装置の開発・販売 分析機器の販売
GL Sciences, Inc.	475千US\$	100.00%	分析機器の販売
株式会社グロース	6百万円	100.00%	当社製品の加工・組立
テクノクオーツ株式会社	829百万円	65.81%	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工製造販売
杭州泰谷諾石英有限公司	24,100千US\$	テクノクオーツ株式会社 100.00%	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工製造販売
アイシンテック株式会社	3百万円	テクノクオーツ株式会社 100.00%	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工製造販売
GL TECHNO America, Inc.	100千US\$	テクノクオーツ株式会社 100.00%	半導体製造装置用部品その他の製造販売及び輸出入業務
ジューエルソリューションズ株式会社	100百万円	100.00%	入退室管理システム、デバイス及び化学物質総合管理システムの開発・製造・販売

② 企業結合の成果

連結子会社の数は10社であり、当連結会計年度における子会社との連結後の売上高は37,148百万円(前期比4.0%減)、経常利益は6,108百万円(前期比5.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,430百万円(前期比2.0%減)であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特に記載すべき事項はございません。

10. 主要な事業セグメント及び事業内容

事業セグメント	事業内容
分析機器事業	クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売
半導体事業	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工・製造・販売
自動認識事業	入退室管理システム、デバイス（他社機器組込み型）及び化学物質総合管理システムの開発・製造・販売

11. 主要拠点等

当社本社：（東京都新宿区）

国内生産拠点：当社総合技術本部（埼玉県入間市）、当社福島工場（福島県福島市）、テクノクオーツ株式会社（山形県山形市）、アイシンテック株式会社（福島県喜多方市）

国内販売拠点：当社東京営業部（東京都新宿区）、当社大阪支店（大阪府中央区）、当社横浜支店（横浜市緑区）

海外生産拠点：杭州泰谷諾石英有限公司（中国）

海外販売拠点：GL Sciences B.V.（オランダ）

GL Sciences, Inc.（米国）、GL TECHNO America, Inc.（米国）

技尔（上海）商贸有限公司（中国）

12. 従業員の状況

従業員	数	前連結会計年度末比増減
分析機器事業	505名	増3名
半導体事業	544名	減54名
自動認識事業	42名	減2名
合計	1,091名	減53名

(注) 1. 上記従業員数には、パートタイマー従業員90名（分析機器事業76名・半導体事業12名・自動認識事業2名）は含んでおりません。

2. パートタイマー従業員は、当連結会計年度の平均雇用人数（1日7時間15分換算）であります。

13. 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,265 百万円
株式会社山形銀行	1,522
株式会社山口銀行	822
株式会社みなと銀行	696

II. 会社の株式に関する事項

- 発行可能株式総数 22,380,000株
- 発行済株式の総数 10,259,740株（自己株式930,260株を除く）
- 株主数 3,999名
- 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ジューエルサイエンス従業員持株会	852,872 ^株	8.3 [%]
株式会社島津製作所	580,000	5.7
森 禮 子	506,094	4.9
株式会社三菱UFJ銀行	498,200	4.9
株式会社山口銀行	496,000	4.8
株式会社みなと銀行	444,000	4.3
東京中小企業投資育成株式会社	425,700	4.1
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン	400,000	3.9
株式会社ワイエムシイ	337,700	3.3
J. P. MORGAN SE - LUXEMBO UR G BRANCH 3 8 1 6 3 9	256,000	2.5

(注) 当社は、自己株式930,260株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
長 見 善 博	取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	技尔（上海）商貿有限公司董事長兼任 株式会社AGI グラスアカデミー取締役兼任
黒 川 利 夫	取 締 役	営業本部長 技尔（上海）商貿有限公司董事兼任
芹 澤 修	取 締 役	管理本部長 技尔（上海）商貿有限公司監事兼任
譽 田 佳 孝	取 締 役	生産本部担当 総合技術本部担当 総合技術本部長 製品開発部長
齋 藤 隆 広	取締役（常勤監査等委員）	株式会社フロム監査役兼任
籠 原 一 晃	取締役（監査等委員）	籠原公認会計士事務所所長兼任 株式会社企業財務研究所代表取締役兼任 株式会社デュアルトップ取締役監査等委員兼任
永 沢 裕 美 子	取締役（監査等委員）	株式会社山口フィナンシャルグループ取締役監査等委員兼任 株式会社ヤクルト本社社外取締役兼任 株式会社永沢ビル代表取締役兼任

- (注) 1. 齋藤隆広氏、籠原一晃氏及び永沢裕美子氏は社外取締役であります。なお、各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員齋藤隆広氏は、監査・監督の実効性及び内部監査室との連携をより高める、さらに業務執行取締役とのコミュニケーションアップ等の目的で、常勤の監査等委員に選定しております。

なお、監査等委員齋藤隆広氏は、金融機関・事業会社での豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 監査等委員籠原一見氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員齋藤隆広氏は、2023年6月22日開催の第56回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
5. 取締役田村隆夫氏及び監査等委員高岡章二氏は、2023年6月22日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
6. 監査等委員永沢裕美子氏は、2023年6月28日から、株式会社山口フィナンシャルグループの取締役監査等委員を務めております。
7. 監査等委員齋藤隆広氏は、2024年2月29日から、株式会社フロムの監査役を務めております。
8. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	担当及び重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
譽田佳孝	生産本部担当 総合技術本部担当 総合技術本部長	生産本部担当 総合技術本部担当 総合技術本部長 製品開発部長	2024年4月1日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。その契約の概要は、以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

② 保険契約の内容の概要

・被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者は保険料を負担しておりません。

・填補対象となる保険事故の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担する法律上の損害賠償請求や争訟費用等が填補されます。

ただし、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する対象事由については填補されません。

4. 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取

締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

「取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

＜報酬の構成並びに水準等＞

- ・取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48回定時株主総会にて決議された年額150百万円を上限額とする。尚、今後、年間報酬限度額が改訂された場合は、改訂後の金額を上限とする。
- ・取締役（監査等委員を除く）の報酬の構成については、基本給と取締役の役位に応じた重役手当と合わせた固定報酬を年度報酬とし、月次均等払いとする。
- ・年度報酬額については、社員最高者の給与及び世間水準を参考として役位に応じて定める。

＜報酬決定プロセス＞

- ・取締役（監査等委員を除く）の報酬額の決定にあたっては、株主総会における意見陳述権が付与されている監査等委員会から助言及び提言を受け、毎期取締役会にて決定し、代表取締役への再一任は行わない。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、決定方針との整合性も含めて監査等委員会から助言及び提言を受けており、取締役会においても報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、監査等委員会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

「取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

＜報酬の構成並びに水準等＞

- ・監査等委員の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会にて決議された年額30百万円を上限額とする。尚、今後、年間報酬限度額が改訂された場合は、改訂後の金額を上限とする。
- ・報酬の構成については、その職務内容に鑑み、基本報酬である月額報酬のみとする。
- ・各監査等委員の年間報酬額については、常勤・非常勤の別、職務の分担状況、世間水準、当社の監査等委員でない取締役の報酬水準等を考慮して決定する。

＜報酬決定プロセス＞

- ・各監査等委員の年間報酬額については、毎期監査等委員全員の協議により決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	114	107	6	5
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	25 (25)	24 (24)	1 (1)	4 (4)

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
2. 上記報酬等の総額、固定報酬、退職慰労金、員数には、2023年6月22日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く) 1名及び取締役 (監査等委員) 1名が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、2023年6月22日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役 (監査等委員を除く) 1名に対して6百万円、退任社外取締役 (監査等委員) 1名に対して7百万円支給しております。

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先の状況
取締役 (監査等委員)	齋藤隆広	株式会社フロム監査役
取締役 (監査等委員)	箆原一晃	箆原公認会計士事務所所長 株式会社企業財務研究所代表取締役 株式会社デュアルトップ取締役監査等委員
取締役 (監査等委員)	永沢裕美子	株式会社山口フィナンシャルグループ取締役監査等委員 株式会社ヤクルト本社社外取締役 株式会社永沢ビル代表取締役

- (注) 1. 株式会社フロムは、当社の100%出資子会社であります。なお、齋藤隆広氏は同社の業務執行者ではなく、当社は齋藤隆広氏が独立性を有すると判断しております。
2. 株式会社山口フィナンシャルグループは、当社の大株主であり主要な借入先でもある株式会社山口銀行を傘下に持つ金融持株会社ですが、永沢裕美子氏は同社の業務執行者でなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
3. 株式会社ヤクルト本社に当社の売上実績はありますが、当社連結売上高の1%未満と僅少であり、当社は永沢裕美子氏が独立性を有すると判断しております。
4. その他の重要な兼職先と当社との間には資本関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。

② 主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要

区分	氏名	当社での主な活動状況	期待される役割に関して 行った職務概要
取締役 (監査等委員)	齋藤隆広	2023年6月22日就任後に開催された取締役会11回全と、その他経営会議にも出席、また、就任後に開催された監査等委員会10回全にて出席し、事業会社における社外取締役の経験を活かして議案審議等に必要発言を適宜行いました。	金融機関・事業会社・海外を含めた豊富な経験と幅広い知見で、取締役会において中立的かつ客観的な立場で経営に対する監督や助言を行い、取締役会の機能強化を図り、社外取締役として期待される役割を果たしております。

区 分	氏 名	当社での主な活動状況	期待される役割に関して 行った職務概要
取締役 (監査等委員)	箆 原 一 晃	当事業年度開催の取締役会15回全てと、その他経営会議にも出席、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地からの議案審議等に必要発言を適宜行いました。	公認会計士として高度な専門知識や豊富な経験により、取締役会において公正で客観的な立場で経営に対する監督や助言を行い、監査の実効性の確保を図り、社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	永 沢 裕美子	当事業年度開催の取締役会15回全てと、その他経営会議にも出席、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、事業会社における社外取締役の経験を活かして議案審議等に必要発言を適宜行いました。	金融機関・社団法人における豊富な経験や知見、事業会社における社外取締役の経験を活かした客観的な立場で経営に対する監督や助言を行い、取締役会の機能強化を図り、社外取締役として期待される役割を果たしております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

2. 責任限定契約の内容の概要

特に記載すべき事項はございません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

32百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

53百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

4. 非監査業務の内容

特に記載すべき事項はございません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の品質管理水準、専門性、独立性及びその他の能力など、会計監査人の職務遂行能力・状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 会社の体制及び方針

当社及び子会社（以下、当社グループという。）は、『経営理念』に「経営担当者は私欲に負けず（公私混同しない）、常に組織（企業）の利益を第一義に考え、行動し、利益は会社、株主、社員、社会（主として税金）に公平に分配する」と謳うとおり、経営の透明性を維持しつつ企業価値の最大化を図り、株主から負託された経営責任を果たすことを経営の基本方針としております。

1. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築に関する基本方針について次のとおり決議しております。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当社グループ各社は経営理念を共有しており、当社グループの取締役及び従業員に対し、「ジエールサイエンスグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。
 - ロ) 経営理念及び「ジエールサイエンスグループ企業行動指針」に基づき「コンプライアンス規程」を制定し、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たす。
 - ハ) コンプライアンスを推進する体制として、取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ従業員に対して適切な研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図る。
 - ニ) 当社グループはコンプライアンス組織体制整備として、当社の定める「内部通報規程」及び各社の定める規程に基づき、コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、「内部通報窓口」を設置する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ) 取締役の職務執行及び意思決定に係る情報は、法令及び「文書管理規程」に基づき文書又は電磁媒体に記録し保存するとともに、必要に応じて取締役、取締役監査等委員（以下、監査等委員という。）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
 - ロ) 情報の管理は、「文書管理規程」「情報管理規程」に基づき厳正に行うものとする。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ) 様々な経営リスクへの適切な対応を行うために「リスク管理規程」を制定し、基本方針や体制を定めて当社グループのリスク管理体制を整備・構築する。
 - ロ) 重要な経営リスクについては、取締役、常勤監査等委員、執行役員で構成される「経営リスク検討会」を設置し、その対応策等について検討し、対応を指示する。
 - ハ) 当社グループの取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを当社の監査等委員に対して報告を行う。
 - ニ) 不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「災害対策規程」に従い、対策本部の設置等、緊急時の体制を整備し、当社グループの取締役及び従業員に周知する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ) 取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用等を行う。
 - ロ) 取締役は全社的な目標を定め、その目標達成に向けて迅速な意思決定ができるよう、IT技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。
 - ハ) 取締役会は、執行役員制度を活用し、取締役会の意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。
- ニ) 当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか必要に応じて臨時に開催する。又、常勤取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員で構成される経営会議を原則として月2回開催する。
尚、経営会議には非常勤取締役（監査等委員である取締役を含む）も構成員として参加することができる。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) 当社グループ各社は経営理念を共有しており、当社グループの取締役及び従業員に対し、「ジューエルサイエンスグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。
 - ロ) 子会社の経営について、管理担当部門は各子会社の独立性を尊重しつつ「子会社管理規程」等に基づき適切な管理を行うが、特定の業務については当社取締役会の承認事項とする。
 - ハ) 当社取締役会は子会社の取締役に対しては、子会社の営業成績、財務状況、その他重要な情報について定期的な報告を義務付ける。
- ニ) 内部監査室は、当社グループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況及び内部統制の状況について、監査等委員、会計監査人と密接に連携しつつ監査し、結果を監査等委員会及び取締役社長に報告する。
- ホ) 当社グループは、当社の定める「内部通報規程」又は各社の定める規程に従い、不正の通報等が行われた際は、適切に対処する。
- (6) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- イ) 当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築する。
 - ロ) 内部監査室は財務報告に係る全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
 - ハ) 当社グループは財務報告に係る内部統制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ) 取締役は監査等委員会の求めに応じて、その職務を補助する従業員を置く場合は当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査等委員会と相談し、その意見を十分に考慮する。
 - ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動・人事評価等については、

予め監査等委員会の同意を得る。

- ハ) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

(8) 当社の監査等委員会及び監査等委員に報告をするための体制

- イ) 当社グループの取締役及び従業員は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議において、コンプライアンス・リスク管理・内部統制を含め、会社経営及び事業運営上の重要項目並びに職務執行状況等について報告を行う。
- ロ) 当社グループの取締役及び従業員は、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定については、遅滞なく監査等委員会及び監査等委員に報告する。
- ハ) 当社グループの取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は当社又は各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会及び監査等委員に報告する。又、監査等委員会及び監査等委員が事業に関する報告を求めた場合、あるいは業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応し、監査等委員会及び監査等委員に協力する。
- ニ) 当社グループは、監査等委員会及び監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行う事をいっさい禁止する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役は、監査等委員による監査に協力し、監査にかかる諸費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）については監査の実効性を担保するべく予算を措置する。又、前払等の請求がなされた場合は担当部署において審議の上、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ロ) 代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。又、経営会議など業務の適正を確保する上で重要な会議への監査等委員の出席を確保する。
- ハ) 監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。又、内部監査の実施状況について適宜報告を受け必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ニ) 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を行うことができる。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社グループの取締役及び従業員は、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」及び「コンプライアンス規程」を徹底し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係を遮断する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、「内部統制システム整備に関する基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンスにつきましては、取締役社長を委員長とする「コンプライアン

ス委員会」を設置し、コンプライアンス意識の向上を図っております。具体的には、委員会を年2回開催し、階層別ハラスメント研修の実施、Eラーニング（ITを活用した研修）年6回実施、メールマガジンでコンプライアンスの情報を月2回発信、コンプライアンス啓蒙ポスター掲示、コンプライアンス啓蒙冊子を従業員へ配布などの施策を実施しました。また、コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、内部監査室及び常勤監査等委員が通報先となる「内部通報窓口」、ハラスメントに関する外部相談窓口として「ハラスメント相談窓口」を設置しております。

- ② 重要な経営リスクにつきましては、取締役、常勤監査等委員、執行役員により構成される「経営リスク検討会」において、その対応策等について検討を行っております。重要性の優先度が高い経営リスクについてはリスク低減のためのアクションプランを策定し、総合企画部によりその進捗管理が行われています。毎月行われている経営会議において適時実務者がプランの進捗を報告し、対応検討を行うなど会社全体で対応しております。
- ③ 取締役の職務の執行につきましては、当期において、取締役会を15回、執行役員を含めた経営会議を18回開催し、経営上の重要事項の検討・決定とともに、適宜内部統制システムの運用状況のフォローを実施しております。
- ④ 子会社の経営につきましては、従来より子会社の独立性を尊重しつつ「子会社管理規程」等に基づく管理を行っております。主要な子会社は同社の取締役、その他の子会社は当社担当取締役が営業成績・財務状況・その他重要な情報について、毎月当社の取締役会に報告しております。
- ⑤ 内部監査室は、年度計画に基づく当社及び子会社に対する内部監査を実施し、企業活動が適法・適正かつ効率的に行われていることを確認して監査等委員会及び取締役社長に対して報告しております。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制につきましては、事務局を設置して、金融商品取引法その他の関連法令等に基づき、全社的な財務報告に係る内部統制の状況把握や業務プロセスのモニタリング等を通じて整備状況及び運用状況の評価を行っております。評価及び改善結果について会計監査人に報告し、そのレビューを受けた後「内部統制報告書」として開示しております。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員としましては、内部監査室所属の4名が兼務命令によりその任にあっており、日常的に常勤監査等委員の指揮下で職務を遂行しております。
- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われる体制としましては、取締役社長、内部統制担当役員及び監査等委員は、監査上の重要事項等について、定期的な意見交換を実施しております。
- ⑨ 反社会的勢力排除につきましては、管理本部総務部に不当要求防止担当者を設置し、警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図りつつ対応しております。

1. 本事業報告記載の数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、1株当たりの数値及びその他の数値については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	33,350,606	流 動 負 債	10,607,773
現金及び預金	7,451,146	支払手形	534,097
受取手形	495,751	電子記録債権	1,745,452
電子記録債権	3,906,769	買掛金	1,697,187
売掛金	8,348,824	短期借入金	3,276,871
商品及び製品	2,939,027	未払法人税等	883,713
仕掛品	3,654,685	賞与引当金	836,269
原材料及び貯蔵品	5,855,443	役員退職慰労引当金	24,215
その他	703,610	その他	1,609,966
貸倒引当金	△4,652	固 定 負 債	4,750,734
固 定 資 産	22,216,955	長期借入金	3,431,035
有形固定資産	17,065,845	再評価に係る繰延税金負債	97,024
建物及び構築物	7,391,118	役員退職慰労引当金	104,455
機械装置及び運搬具	3,755,938	退職給付に係る負債	225,701
土地	5,070,837	その他	892,517
建設仮勘定	204,456	負 債 合 計	15,358,508
その他	643,495	純 資 産 の 部	
無形固定資産	637,627	株 主 資 本	31,352,556
投資その他の資産	4,513,482	資 本 金	1,207,795
投資有価証券	3,382,969	資 本 剰 余 金	1,815,038
退職給付に係る資産	518,428	利 益 剰 余 金	28,839,443
その他	617,142	自 己 株 式	△509,720
貸倒引当金	△5,057	その他の包括利益累計額	2,290,469
		その他有価証券評価差額金	1,361,945
		繰延ヘッジ損益	6,709
		土地再評価差額金	△312,234
		為替換算調整勘定	1,178,581
		退職給付に係る調整累計額	55,468
		非 支 配 株 主 持 分	6,566,026
		純 資 産 合 計	40,209,053
資 産 合 計	55,567,561	負 債 及 び 純 資 産 合 計	55,567,561

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		37,148,173
売上原価		23,660,393
売上総利益		13,487,779
販売費及び一般管理費		7,773,647
営業利益		5,714,132
営業外収益		
受取利息	1,629	
受取配当金	63,470	
為替差益	184,612	
補助金収入	116,487	
不動産賃貸料	94,258	
その他	59,185	519,644
営業外費用		
支払利息	52,692	
不動産賃貸原価	61,487	
その他	10,665	124,844
経常利益		6,108,932
特別利益		
固定資産売却益	3,041	
投資有価証券売却益	11,996	
国庫補助金受贈益	153,230	168,268
特別損失		
固定資産除却損	19,950	
関係会社株式評価損	11,260	31,210
税金等調整前当期純利益		6,245,989
法人税、住民税及び事業税	1,826,077	
法人税等調整額	54,182	1,880,260
当期純利益		4,365,729
非支配株主に帰属する当期純利益		935,074
親会社株主に帰属する当期純利益		3,430,655

連結株主資本等変動計算書

(2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,207,795	1,815,039	26,075,674	△509,615	28,588,892
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△666,885	—	△666,885
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	3,430,655	—	3,430,655
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△105	△105
連結子会社の自己株式の 取得による持分の増減	—	△0	—	—	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合 計	—	△0	2,763,769	△105	2,763,663
当 期 末 残 高	1,207,795	1,815,038	28,839,443	△509,720	31,352,556

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	743,973	△8,676	△312,234	871,347	7,184	1,301,594
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—
連結子会社の自己株式の 取得による持分の増減	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	617,972	15,385	—	307,233	48,283	988,875
連結会計年度中の変動額合 計	617,972	15,385	—	307,233	48,283	988,875
当 期 末 残 高	1,361,945	6,709	△312,234	1,178,581	55,468	2,290,469

	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	千円	千円
当 期 首 残 高	5,687,894	35,578,381
連結会計年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当	—	△666,885
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	3,430,655
自 己 株 式 の 取 得	—	△105
連結子会社の自己株式の 取得による持分の増減	—	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	878,132	1,867,007
連結会計年度中の変動額合 計	878,132	4,630,671
当 期 末 残 高	6,566,026	40,209,053

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

(国内) 株式会社フロム、株式会社グロース、テクノクオーツ株式会社、
アイシンテック株式会社、ジーエルソリューションズ株式会社

(国外) 技尔(上海)商貿有限公司、GL Sciences B.V.、GL Sciences, Inc.、
杭州泰谷諾石英有限公司、GL TECHNO America, Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称
該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社京都モノテック、株式会社AGIグラスアカデミー

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、杭州泰谷諾石英有限公司及び技尔(上海)商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品…移動平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

製品及び仕掛品…個別法又は総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～5年

機械装置及び運搬具	2～15年
その他	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェアのうち自社利用分については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、販売目的分については、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく定額法のいずれか大きい額を償却する方法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益を認識するにあたっては、当社グループが主な事業としている分析機器事業、半導体事業、自動認識事業における製品の販売、サービス業務及びその他の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社グループの履行義務を充足すると判断して収益を認識しております。

① 分析機器事業及び自動認識事業

分析事業においては、ガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売を行っております。

自動認識事業においては、非接触ICカードを使用した周辺機器の開発・製造・販売を行っております。

a 製品・商品の販売に係る収益

製品・商品の販売については、製品・商品の引渡時点において、顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。国内販売においては出荷時から当該製品・商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷した時点で収益を認識し、輸出販売においては顧客と合意した地点に製品・商品が到着した時点で収益を認識しております。

b サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、主に製品に関連した点検保守、修理、移設などの業務に係る収益が含まれ、サービス提供完了時点において収益を認識しております。

② 半導体事業

半導体製造装置メーカーを主な得意先としており、石英製品・シリコン製品の製造・販売を行っております。

主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内販売においては出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷した時点で収益を認識し、輸出販売においては顧客と合意した地点に製品が到着した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

c 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

b ヘッジ対象とヘッジ手段

外貨建取引をヘッジ対象とし、為替予約をヘッジ手段としております。

c ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行っておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度計上額	
棚卸資産（貯蔵品を除く）	12,112,571千円
棚卸資産評価損	166,062千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

連結計算書類「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）4. 会計方針に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法③棚卸資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、棚卸資産の貸借対照表価額は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しております。

②主要な仮定

一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、棚卸資産の収益性が低下したと仮定し、簿価切り下げを実施しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

a 分析機器事業及び自動認識事業

各事業の市場環境が悪化し、棚卸資産の経過年数及び回転期間が増加した場合には翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

b 半導体事業

将来の半導体市況が見通しより悪化し、棚卸資産の正味売却価額が著しく下落した場合、又は経過年数が増加した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,266,427千円

2. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号 最終改正 平成13年6月29日）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 109,254千円

3. 担保資産及び対応債務

担保資産

建物及び構築物 3,126,101千円

土地 2,237,387

計 5,363,488千円

担保資産に対応する債務

短期借入金 562,334千円

長期借入金 1,531,707

計 2,094,041千円

4. 過年度において、国庫補助金等の受入により土地の取得価額から控除している圧縮記帳額は、300,000千円であります。

5. 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末
普通株式 (千株)	11,190	—	—	11,190

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 6月22日 定時株主総会	普通株式	666,885	65	2023年 3月31日	2023年 6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 6月25日 定時株主総会	普通株式	718,181	利益剰余金	70	2024年 3月31日	2024年 6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については主に銀行借入によっております。また、デリバティブについては、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内規程に従い、取引先ごとに信用限度額を定め、適切な期日管理及び残高管理をするとともに、適宜、信用状況のモニタリングを行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し社内規程に則り適正に評価・管理しております。

営業債務である支払手形及び電子記録債務、買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、社内規程において取引の状況を定期的に担当役員に報告する旨を規定しており、また、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内の銀行とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,374,329	3,374,329	—
資産計	3,374,329	3,374,329	—
(2) 長期借入金	3,431,035	3,370,330	△60,704
負債計	3,431,035	3,370,330	△60,704

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」「デリバティブ取引」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は18,841千円であり、売却益の合計額は11,996千円であります。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	取得価額又は 償却原価 (千円)	連結貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)

連結貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価を 超えるもの	(1) 株式	1,384,127	3,322,842	1,938,715
	(2) その他	—	—	—
	小計	1,384,127	3,322,842	1,938,715
連結貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価を 超えないもの	(1) 株式	26,780	23,580	△3,200
	(2) その他	30,310	27,907	△2,403
	小計	57,090	51,487	△5,603
合計		1,441,218	3,374,329	1,933,111

(注2) デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	106,840	—	11,315

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注3) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	8,639

上記については、「(1) その他有価証券」には含めておりません。

(注4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形	495,751	—	—	—
電子記録債権	3,906,769	—	—	—
売掛金	8,348,824	—	—	—
合計	12,751,346	—	—	—

(注5) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,276,871	—	—	—	—	—
長期借入金	—	895,007	833,034	633,732	503,712	565,550
合計	3,276,871	895,007	833,034	633,732	503,712	565,550

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
<u> </u> 其他有価証券				
株式	3,346,422	—	—	3,346,422
其他	—	27,907	—	27,907
資産計	3,346,422	27,907	—	3,374,329

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	3,370,330	—	3,370,330
負債計	—	3,370,330	—	3,370,330

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式等は相場価格を用いて評価しております。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を区分所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
1,643,486	1,407,369

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
事業別に分解した収益の情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	分析機器事業	半導体事業	自動認識事業	
分析用装置	6,283,976	—	—	6,283,976
分析機器用消耗品	11,997,874	—	—	11,997,874
半導体製造用石英製品	—	14,472,967	—	14,472,967
半導体製造用シリコン製品	—	2,414,689	—	2,414,689
半導体製造用その他	—	142,320	—	142,320
自動認識用機器組込製品	—	—	1,081,314	1,081,314
自動認識用完成系製品	—	—	316,257	316,257
自動認識用その他	—	—	438,772	438,772
顧客との契約から生じる収益	18,281,851	17,029,977	1,836,344	37,148,173
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	18,281,851	17,029,977	1,836,344	37,148,173

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,279円13銭
2. 1株当たり当期純利益	334円38銭

(重要な後発事象に関する注記)

(当社とテクノオーツ株式会社の株式移転による経営統合及び持株会社体制への移行について)

当社及びテクノオーツ株式会社(以下「テクノオーツ」といいます。)は、2024年5月10日に開催した取締役会にて、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方法により2024年10月1日(以下「効力発生日」といいます。)をもって、両社の完全親会社となるジューエルテクノホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」といいます。)を設立し経営統合を行うこと(以下「本経営統合」といいます。)について決議し、両社間で経営統合契約書を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転計画(以下、「本株式移転計画」といいます。)を共同で作成いたしました。

1. 本経営統合の目的

多様な販売先を有し、マクロトレンドに左右されにくく、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有する当社と、今後更に高い市場の成長が期待され、ニッチな領域で地位を確立しているテクノオーツを中核とする企業グループとして、両社それぞれ及びグループ全体が更なる飛躍を遂げ、企業価値の向上を実現してまいります。具体的には、本経営統合により、以下の施策・効果を実現することができると考えております。

(1) グループ戦略機能の強化と経営資源配分の最適化による成長機会の捕捉

両社を取り巻く環境は刻一刻と変化している中、今後の持続的な企業価値向上を実現していくにあたっては、グループ全体における経営資源配分の最適化が重要と考えております。従前から両社が独立した立場でそれぞれ意思決定をしており、また、上記のとおり安定的な事業基盤を持つ当社と、シリコンサイクルによる景気循環の影響を受けるテクノオーツを有するという構造から、グループ全体としての成長に向けた投資、最適な資源配分に関して改善の余地があったと認識しております。本経営統合により、両社の事業上の特徴を踏まえたグループ全体の成長を実現する経営資源配分が可能となり、成長分野に対して積極的な投資が可能になると考えております。

(2) 管理機能の集約等による経営効率の向上

本経営統合を通じて、両社が共同持株会社の傘下に並列で位置付けられることで、これまで実現し得なかった人事交流、多様な人材登用やキャリア形成の機会の提供、経営理念の更なる浸透が図られ、グループ全体として適材適所の人員配置が可能になるとともに、両社に共通する機能を共同持株会社に集約することで、業務の効率化と品質向上を実現できると考えております。

(3) 各利害関係者に対する提供価値の最大化と意思決定の迅速化

グループ戦略機能を持つ共同持株会社のもと、両社がシナジーを発揮し、グループ全体の成長のために邁進することで、株主、取引先、従業員をはじめとする利害関係者に対して提供価値の最大化を図ってまいります。

なお、構造的に利益相反の問題が生じ得る親子上場問題に関しては、コーポレート・ガバナンス上の課題としてこれまでも議論してまいりましたが、両社の経営資源の相互活用については、当社とテクノオーツ少数株主との利益相反の懸念、テクノオーツとしての独立性の確保の観点から、迅速かつ円滑にその推進を行うことに今後一定の制約や限界が発生するリスクが存在し得ると認識しております。本経営統合を通じて、共同持株会社にグループ全体の経営戦略の策定機能を持たせることで、経営戦略の策定と事業の執行を分離することとあわせて、当社及びテクノオーツに事業に関する意思決定権限を委譲するとともにグループ内外の利害関係を一致させることで、迅速な意思決定とグループとしての経営資源の共有によるシナジー効果を追求できる体制を構築していくことが可能であると考えております。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本株式移転のスケジュール

経営統合に関する基本合意書承認取締役会（両社）	2024年2月9日（金）
経営統合に関する基本合意書締結（両社）	2024年2月9日（金）
定時株主総会基準日（両社）	2024年3月31日（日）
経営統合契約書及び株式移転計画承認取締役会決議（両社）	2024年5月10日（金）
経営統合契約書締結及び株式移転計画作成（両社）	2024年5月10日（金）
株式移転計画承認定時株主総会（テクノオーツ）	2024年6月21日（金）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（当社）	2024年6月25日（火）（予定）
東京証券取引所最終売買日（両社）	2024年9月26日（木）（予定）
東京証券取引所上場廃止日（両社）	2024年9月27日（金）（予定）
統合予定日（共同持株会社設立登記日）	2024年10月1日（火）（予定）
共同持株会社株式上場日	2024年10月1日（火）（予定）

(注) 上記は現時点での予定であり、本経営統合及び本株式移転の手續の進行上の必要性その他事由により必要な場合には、両社による協議の上、日程を変更することがあります。

(2) 本株式移転の方式

当社及びテクノオーツが、両社を株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転となります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容

	当社	テクノオーツ
株式移転比率	1.00	2.10

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、テクノオーツの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.10株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：18,379,715株

上記は、当社の発行済株式総数11,190,000株（2024年3月31日時点）、テクノオーツの発行済株式総数3,900,000株（2024年3月31日時点）に基づいて算出しております。なお、当社及びテクノオーツは、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社及びテクノオーツが2024年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（当社：930,260株、テクノオーツ：33,345株）については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により1単元（100株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。

んが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
当社及びテクノクオーツは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い
当社及びテクノクオーツは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所にテクニカル上場を行う予定であります。上場日は、2024年10月1日を予定しております。また、当社及びテクノクオーツは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年9月27日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

3. 実施される会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における「共通支配下の取引等」に該当する見込みですが、詳細な会計処理については現時点において未定であります。

記載金額は、表示単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	13,914,733	流 動 負 債	5,402,162
現金及び預金	2,029,336	支払手形	42,326
受取手形	475,543	電子記録債権	1,414,691
電売子記録債権	2,183,765	買掛金	1,218,231
商品及び製品	4,063,393	短期借入金	735,000
仕掛品	1,786,074	一年以内返済予定の長期借入金	436,920
原材料及び貯蔵品	1,612,244	リース負債	13,411
前払費用	1,602,219	未払金	73,650
前払渡の引当金	44,194	未払法人税等	300,265
貸倒引当金	93,925	前払受取金	186,798
固定資産	26,135	預受取当金	89,879
有形固定資産	△2,100	賞与引当金	310,881
建物	13,819,380	役員退職慰労引当金	303
構築物	7,721,325	退職引当金	492,967
機械及び装置	3,548,521	その他	16,220
工具、器具及び備品	97,419	固定負債	70,615
土地	248,356	長期借入金	2,270,174
建物	190,682	リース負債	1,528,860
建設仮勘定	3,572,527	繰延税金負債	24,301
無形固定資産	34,314	繰延税金負債	497,563
ソフトウェア	29,504	繰延税金負債	97,024
ソフトウェア	254,185	繰延税金負債	50,261
その他	63,136	繰延税金負債	90,261
投資その他の資産	186,471	繰延税金負債	1,728
投資	4,576	繰延税金負債	70,435
関係会社株	5,843,869	負債合計	7,672,337
関係会社出資	3,335,164		
関係会社出資	1,727,835	純 資 産 の 部	
長期前払費用	135,000	株主資本	19,007,626
従業員に対する長期貸付金	14,161	資本剰余金	1,207,795
破産更生債権	427,164	資本剰余金	1,819,711
貸倒引当金	12,960	資本剰余金	1,751,219
	5,057	利益剰余金	68,492
	191,582	利益剰余金	16,489,840
	△5,057	利益剰余金	162,748
		利益剰余金	16,327,091
		利益剰余金	121,387
		利益剰余金	7,586,000
		利益剰余金	8,619,704
		利益剰余金	△509,720
		利益剰余金	1,054,150
		利益剰余金	1,359,675
		利益剰余金	6,709
		利益剰余金	△312,234
		純資産合計	20,061,776
資産合計	27,734,113	負債及び純資産合計	27,734,113

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		16,335,869
売上原価		10,351,086
売上総利益		5,984,782
販売費及び一般管理費		4,413,536
営業利益		1,571,245
営業外収益		
受取利息	227	
受取配当金	479,030	
為替差益	49,127	
不動産賃貸料	94,258	
その他	34,212	656,856
営業外費用		
支払利息	26,457	
不動産賃貸原価	61,487	
その他	4,463	92,408
経常利益		2,135,694
特別利益		
投資有価証券売却益	11,996	11,996
特別損失		
固定資産除却損	426	
関係会社株式評価損	5,658	6,085
税引前当期純利益		2,141,605
法人税、住民税及び事業税	416,567	
法人税等調整額	36,623	453,191
当期純利益		1,688,414

株主資本等変動計算書

(2023 年 4 月 1 日から)
(2024 年 3 月 31 日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,207,795	1,751,219	68,492	1,819,711
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額（純額）	-	-	-	-
事業年度中の変動額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	1,207,795	1,751,219	68,492	1,819,711

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
圧縮記帳 積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	162,748	121,387	7,586,000	7,598,175	15,468,311
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	△666,885	△666,885
当期純利益	-	-	-	1,688,414	1,688,414
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額 合 計	-	-	-	1,021,528	1,021,528
当 期 末 残 高	162,748	121,387	7,586,000	8,619,704	16,489,840

	株 主 資 本	
	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	千円 △509,615	千円 17,986,203
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	—	△666,885
当期純利益	—	1,688,414
自己株式の取得	△105	△105
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額（純額）	—	—
事業年度中の変動額 合 計	△105	1,021,423
当 期 末 残 高	△509,720	19,007,626

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	千円 748,793	千円 △8,676	千円 △312,234	千円 427,882	千円 18,414,085
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△666,885
当期純利益	—	—	—	—	1,688,414
自己株式の取得	—	—	—	—	△105
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額（純額）	610,881	15,385	—	626,267	626,267
事業年度中の変動額 合 計	610,881	15,385	—	626,267	1,647,691
当 期 末 残 高	1,359,675	6,709	△312,234	1,054,150	20,061,776

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - その他有価証券
市場価格のない株式等以外……時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法
時価法
 - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品・原材料及び貯蔵品…移動平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - 製品及び仕掛品…個別法又は総平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3～50年
構築物	7～40年
機械及び装置	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担分を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
 - a 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - b 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数値計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

過去勤務費用については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

未認識数値計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ対象とヘッジ手段

外貨建取引をヘッジ対象とし、為替予約をヘッジ手段としております。

(3) ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行っておりません。

5. 収益及び費用の計上基準

収益を認識するにあたっては、当社の事業である分析機器事業における製品の販売、サービス業務及びその他の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断して収益を認識しております。

・分析機器事業においては、ガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売を行っております。

・製品・商品の販売に係る収益

製品・商品の販売については、製品・商品の引渡時点において、顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。国内販売においては出荷時から当該製品・商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷した時点で収益を認識し、輸出販売においては顧客と合意した地点に製品・商品が到着した時点で収益を認識しております。

・サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、主に製品に関連した点検保守、修理、移設などの業務に係る収益が含まれ、サービス提供完了時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度計上額	
棚卸資産（貯蔵品を除く）	4,955,750千円
棚卸資産評価損	18,159千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

計算書類「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1. 資産の評価基準及び評価方法（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、棚卸資産の貸借対照表価額は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しております。

②主要な仮定

一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、棚卸資産の収益性が低下したと仮定し、簿価切り下げを実施しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

市場環境が悪化し、棚卸資産の経過年数及び回転期間が増加した場合には、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,779,107千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	335,939千円
関係会社に対する短期金銭債務	40,510千円
関係会社に対する長期金銭債務	120千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号 最終改正 平成13年6月29日）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 109,254千円

4. 担保資産及び対応債務

担保資産

建物 1,043,056千円

土地 1,078,118

計 2,121,175千円

担保資産に対応する債務

短期借入金 36,570千円

一年内返済予定の長期借入金 184,270

長期借入金 1,104,160

計 1,325,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

1,046,381千円

仕入高

295,297千円

その他

25,380千円

営業取引以外の取引高

437,645千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

930,260株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
土地再評価差額金 (損)	162,921千円
賞与引当金	150,946
関係会社株式評価損	125,659
投資有価証券評価損	21,766
未払社会保険料	23,054
役員退職慰労引当金	20,356
未払事業税	18,438
棚卸資産評価損	13,366
その他	51,577
繰延税金資産小計	588,089千円
評価性引当額	△328,338
繰延税金資産合計	259,750千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	569,982千円
土地再評価差額金 (益)	97,024
土地圧縮積立金 (益)	53,572
前払年金費用	130,797
その他	2,960
繰延税金負債合計	854,338千円
繰延税金負債純額	△594,588千円

(収益認識に関する注記)

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|----|------------|-----------|
| 1. | 1株当たり純資産額 | 1,955円39銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益 | 164円57銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(当社とテクノオーツ株式会社の株式移転による経営統合及び持株会社体制への移行について)

当社及びテクノオーツ株式会社は、2024年5月10日に開催した取締役会にて、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により2024年10月1日をもって、両社の完全親会社となるジューエルテクノホールディングス株式会社を設立し経営統合を行うことについて決議し、両社間で経営統合契約書を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転計画を共同で作成いたしました。詳細については、連結注記表の重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

記載金額は、表示単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

ジーエルサイエンス株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 村田 征仁
業務執行社員
指定社員 公認会計士 伊藤 宏美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジーエルサイエンス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジーエルサイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及びテクノクオーツ株式会社は、2024年5月10日に開催した取締役会にて、共同株式移転の方法により2024年10月1日をもって、共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて決議し、経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

ジーエルサイエンス株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 村田 征仁

業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤 宏美

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジーエルサイエンス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及びテクノオアズ株式会社は、2024年5月10日に開催した取締役会にて、共同株式移転の方法により2024年10月1日をもって、共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて決議し、経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、毎月、事業の報告を受けたほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図りました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

ジェエルサイエンス株式会社 監査等委員会

監査等委員 齋藤隆広 ㊟
(常 勤)

監査等委員 籠原一晃 ㊟

監査等委員 永沢裕美子 ㊟

(注) 監査等委員齋藤隆広、籠原一晃及び永沢裕美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上